



平成 20 年 4 月 11 日

各 位

会社名 株式会社オンワードホールディングス
代表者名 代表取締役社長 上村 茂
(コード番号 8016 東証・大証・名証第 1 部)
問合せ先 常務取締役財務経理部・IR 部担当
吉沢 正明
(TEL 03-3272-2317)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 4 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 5 月 29 日開催予定の第 61 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みのひとつとして、買収防衛策を導入することが、当社にとって必要であると考えております。この買収防衛策の導入及びそれにもとづく対抗措置の発動については、株主の皆様にも影響を及ぼすことがありうるため、買収防衛策の導入、変更または廃止につきましては、株主の皆様ご意思にもとづいて行なうことが望ましいと考えております。

つきましては、株主の皆様ご意思を尊重するべく、買収防衛策の導入、変更または廃止に対する株主総会における決議の根拠を法的に明確にするための規定を、当社定款に設けるものであります。

加えて、当社の取締役の経営責任をより一層明確にし、株主の皆様からの信任の機会を増やすため、さらには経営環境の変化に即応できる最適な経営体制を機動的に確立するため、現行定款第 21 条第 1 項に定める取締役の任期を現行の 2 年から 1 年に短縮するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

なお、当社が導入を予定している買収防衛策の詳細につきましては、平成 20 年 4 月 11 日付当社プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」(<http://www.onward-hd.co.jp/>)をご参照ください。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 5 月 29 日（木）
定款変更の効力発生日	平成 20 年 5 月 29 日（木）

以上

定款一部変更の件（1）

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときをもって終了する。</p> <p>② 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときをもって終了する。</p> <p>② (現行どおり)</p>

定款一部変更の件（2）

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第 8 章買収防衛策</u></p> <p><u>(買収防衛策の導入等)</u></p> <p>第43条 <u>当社は、株主総会の決議により、買収防衛策の導入、変更または廃止を定めることができる。</u></p> <p>② <u>前項における買収防衛策とは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして、不適切なものによって当社の企業価値および株主共同の利益を毀損されることを防止するために、当社の発行する株式等の大規模買付行為に関して、当該買付者等が遵守すべき手続きおよび当該買付行為に対する対抗措置等をいう。</u></p>

以上